



宮 崎 県 公 報

平成19年 5 月14日 (月曜日) 第 1878 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (青少年参画課)	1
○森林病虫害等防除法に基づく宮崎県防除実施 基準の改正…………… (自然環境課)	1
○森林病虫害等防除法に基づく高度公益機能森林 及び被害拡大防止森林の区域の変更…………… (“)	2
○包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局)	2

公 告

○調理師試験の実施…………… (衛生管理課)	2
○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課)	2
○市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出… (農村整備課)	3
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の 実施について……………	3
○警備員指導教育責任者講習 (特例措置講習) の 実施について……………	4

告 示

宮崎県告示第 471号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例 (昭和52年宮崎県条例第27号) 第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成19年 5 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
19年-13	映画	後妻と息子 淫ら尻なぐさめて	オーピー映画	平成19年 5 月 7 日
19 -14	映画	人妻の衝動 不倫のあとさき	オーピー映画	
19 -15	映画	淫情 ～義母と三兄妹～	新東宝映画	
19 -16	映画	聴かれた女	トランスフォーマー	
19 -17	映画	ショートバス	アスミック・エース	
19 -18	映画	黒髪マダムレズ～三十路妻と四十路熟女～	新日本映像	
19 -19	映画	奪う女 中だしの誘惑	オーピー映画	
19 -20	映画	新日本映像ニュース <黒髪マダムレズ～三十路妻と四十路熟女～>	新日本映像	
指定理由	内容の全部又は一部が著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

平成19年 5 月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 472号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第7条の3第1項の規定により、宮崎県防除実施基準を改正した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

- 縦覧に供する書類
宮崎県防除実施基準
- 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局

宮崎県告示第 473号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定により、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年5月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

2 縦覧場所

宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県西諸県農林振興局、宮崎県北諸県農林振興局及び宮崎県南那珂農林振興局

宮崎県告示第 474号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、平成19年5月14日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

平成19年5月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 竹之内 敏 伸

住所 宮崎市大工1丁目1番3号

2 契約の始期

平成19年4月2日

3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により、平成19年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成19年5月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の期日

平成19年7月31日（火曜日）

2 試験の場所

第1試験場

宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島1丁目1番地2）

J A ・ A Z Mホール（宮崎市霧島1丁目1番地1）

第2試験場

都城東高等学校（北諸県郡三股町大字樺山1996）

第3試験場

J A日向会館（日向市鶴町1丁目3番地12）

3 試験科目及び時間

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

4 願書受付期間

平成19年6月4日（月曜日）から6月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前9時から午後4時まで）

5 願書の提出先

住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所（宮崎市保健所を除く。以下同じ。）の長を経由して知事に提出すること。

6 受験手数料

6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）

7 合格発表

平成19年8月29日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成19年5月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字瓜生野、大字大瀬町、田野町地番区域乙、高岡町高浜、高岡町内山、高岡町飯田及び高岡町五町の各一部
都城市 延岡市	都城市高野町及び美川町の各一部 延岡市山下町及び安井町の全域、須美江町、中川原町、北方町地番区域乙、北川町川内名及び北浦町三川内の各一部
日南市	日南市大字隈谷、大字殿所、大字松永、大字星倉、大字益安、大字東弁分及び大字楠原の各一部
小林市	小林市大字東方の一部
日向市	日向市東郷町山陰乙及び東郷町山陰丙の各一部
串間市	串間市大字秋山及び大字北方の各一部
西都市	西都市大字穂北、大字南方、大字右松、大字茶臼原及び大字調殿の各一部
えびの市	えびの市大字浦の一部
清武町	宮崎郡清武町大字加納の一部
南郷町	南那珂郡南郷町大字中村乙及び大字贄波の各一部
三股町	北諸県郡三股町大字蓼池、大字樺山及び大字長田の各一部

国富町	東諸県郡国富町大字木脇、大字岩知野、大字三名及び大字本庄の各一部
西米良村	児湯郡西米良村大字竹原及び大字上米良の各一部
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字下福良及び大字大河内の各一部
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野の一部
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字押方の一部
日之影町	西臼杵郡日之影町大字見立及び大字七折の各一部
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部

2 調査期間

平成19年4月27日から平成20年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年5月14日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
美郷町	美郷町	橋 場	美郷町	基盤整備促進事業	平成14年12月20日
延岡市	延岡市	永 代	延岡市	基盤整備促進事業	平成16年3月25日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 7 号

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、同条項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書を有しない者に対する講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年5月14日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

1 講習に係る警備業務の区分、実施日及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の実施日	定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	平成19年7月2日から6日、12日及び13日	30人
法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）	平成19年7月2日から5日、9日及び11日	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第 23条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 検定規則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。）第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

4 受講申込みの仮受付

- (1) 仮受付を行う講習
1号警備業務
- (2) 仮受付の期間
平成19年5月21日(月)から5月24日(木)までの午前9時から午後5時までとする。
- (3) 仮受付申込の場所

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(4) 仮受付の申込方法

申込みは、受講申込者本人が行うことを原則とするが、受講申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。

なお、電話、郵送等による申込みは認めない。

(5) 受講申込予定者の確定

仮受付申込者が、受講定員以内のときは仮受付申込者全員を受講申込予定者と確定し、受講定員を越えたときは抽選により受講申込予定者を確定し、それぞれ仮受付申込者全員に確定結果を連絡する。受講申込予定者に確定された者は、5の方法により申込手続を行うこと。

5 受講申込書の提出方法等

- (1) 提出先
申込者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（仮受付を経ての申込者は、仮受付申込みした警察署とする。）
- (2) 提出期間及び時間

講習に係る警備業務の区分	提出期間及び時間
1号警備業務	平成19年5月28日(月)から6月1日
4号警備業務	(金)の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)
イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

6 手数料

受講申込の際、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習に係る警備業務の区分	手数料	講習に係る警備業務の区分	手数料
1号警備業務	47,000円	4号警備業務	34,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

(1) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号0985-31-0110内線3024、3051)に行うこと。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。

宮崎県公安委員会公告第8号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習のうち、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部

を改正する規則(平成17年国家公安委員会規則第18号)附則第2条に規定する講習(以下「特例措置講習」という。)を次のとおり実施する。

平成19年5月14日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文雄

1 講習に係る警備業務の区分、実施日時及び定員

講習に係る警備業務の区分	講習の実施日時	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)	平成19年7月5日、6日、12日及び13日の毎日午前9時から(ただし、7月5日のみ午後1時から)	(30人)
法第2条第1項第4号に規定する警備業務(以下「4号警備業務」という。)	平成19年7月9及び11日の毎日午前9時から	(30人)

※ 定員は、同時に実施する新規取得講習の各警備業務講習と合わせた数とし、新規取得講習受講申込者が定員を超えたときは、その区分の特例措置講習は行わない。

2 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎地域職業訓練センター 電話0985-58-1554

3 受講申込の仮受付

(1) 仮受付を実施する講習

1号警備業務及び4号警備業務

(2) 仮受付の期間

平成19年5月28日(月)から5月31日(木)までの午前9時から午後5時までとする。

(3) 仮受付申込の場所

住所地又は警備員である者はその属する営業所の所在地を管轄する警察署

(4) 仮受付の申込方法

仮受付の申込みは、受講申込者本人が行うことを原則とするが、受講申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。

電話、郵送等による申込みは認めない。

(5) 受講申込予定者の確定

仮受付申込者が、受講定員以内のときは仮受付申込者全員を受講申込予定者と確定し、受講定員を越えたときは抽選により受講申込予定者を確定し、それぞれ仮受付申込者全員に確定結果を連絡する。受講申込予定者に確定された者は、4の方法により申込手続を行うこと。

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

仮受付申込を行った警察署

(2) 提出期間及び時間

講習に係る警備業務の区分	提出期間及び時間
1号警備業務	平成19年6月5日(火)から11日(月)まで
4号警備業務	での午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警

備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認めることとする。（郵送による申込みは認めない。）

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 旧資格者証の写し

5 手数料

4 の受講申込の際、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習に係る警備業務の区分	手数料	講習に係る警備業務の区分	手数料
1号警備業務	23,000 円	4号警備業務	10,000 円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用する。